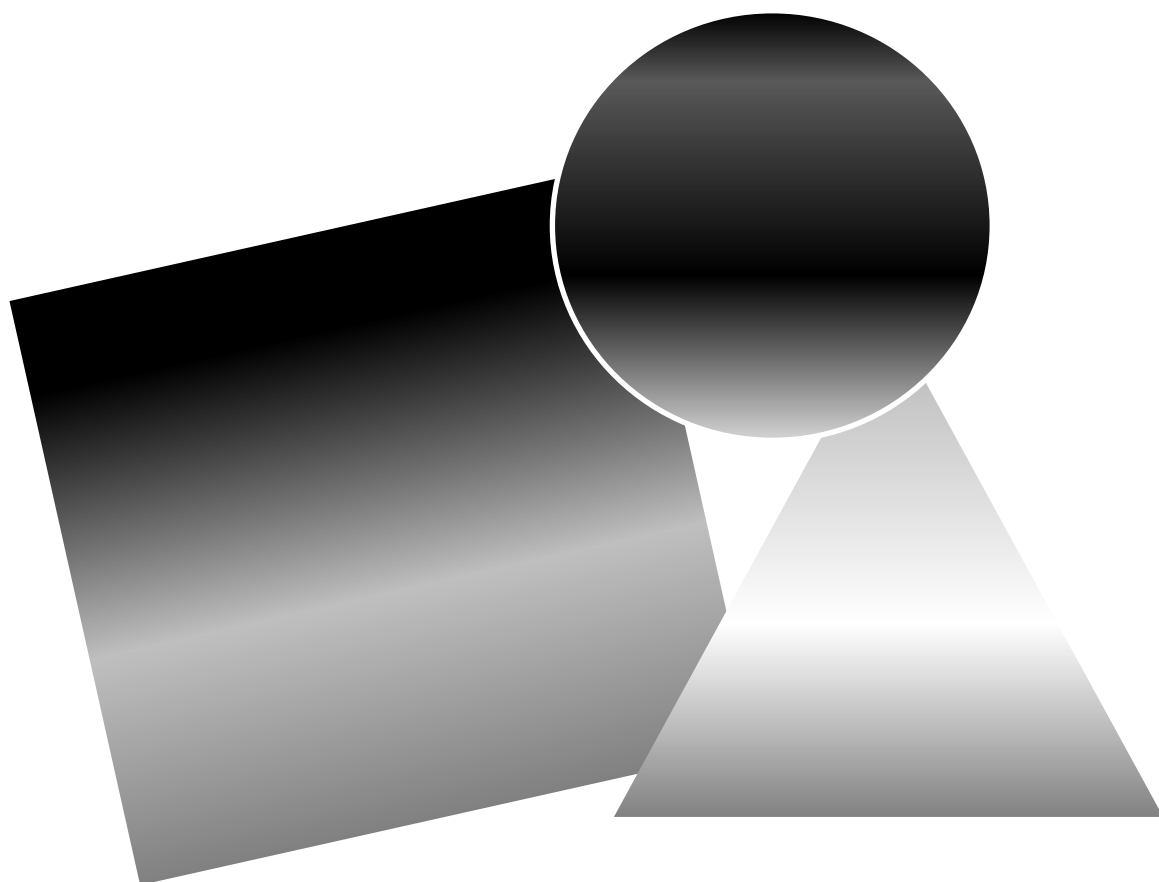


無料セミナー

まだまだ間にあう！

消費税法受講プラン



目 次

テーマ 1 税理士試験の概要

1	税理士試験の科目	1
2	税理士試験の特徴	3

テーマ 2 消費税法の科目の特徴

1	消費税法は実務に直結する重要税目である	4
2	消費税法の学習に向いている人	4
3	出題形式・出題傾向	5
4	本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率	5

テーマ 3 消費税法のコース概要／フォロー制度

1	コース概要	6
2	フォロー制度	7
3	月別学習プラン	7
4	他の科目との併行学習の方法	9

《参考資料》

- 本試験の的中実績

テーマ 1	税理士試験の概要
-------	----------

1 税理士試験の科目

《税理士試験の全科目（全11科目）》

会計科目		税法科目								
簿記論	財務諸表論	法人税法	所得税法	相続税法	消費税法	酒税法	固定資産税	事業税	住民税	国税徴収法

税理士試験の合格基準は、各科目ともに満点の60%（すなわち60点）とされていますが、出題されている問題の難易度やボリュームに関わらず、各科目の合格率はほぼ毎年10～20%で安定しています。つまり、税理士試験は全受験者のうち上位10～20%が合格する競争試験といえます。

1 会計科目

科目	理論	計算	内 容
簿記論	—	100点	企業が行った取引をどのように会計帳簿に記録するかを学習する科目
財務諸表論	50点	50点	株主等に報告するための財務諸表を作成するまでの考え方や約束事について学習する科目

2 税法科目

科目	理論	計算	内 容
法人税法	50点	50点	会社の儲けに対して課される税金について定めた法人税法の考え方を学習する科目
所得税法	50点	50点	個人の儲けに対して課される税金について定めた所得税法の考え方を学習する科目
相続税法	50点	50点	財産が無償で個人から他の個人に渡った場合に財産を取得した者に課される税金について定めた相続税法の考え方を学習する科目
酒税法	30点	70点	アルコール飲料に対して課される税金について定めた酒税法の考え方を学習する科目

科 目	理 論	計 算	内 容
消 費 税 法	50点	50点	商品の販売やサービスの提供などに対して課される税金について定めた消費税法の考え方を学習する科目
固定資産税	50点	50点	土地・家屋・償却資産等の固定資産に対して課される税金について定めた地方税法という法律の中の固定資産税編について学習する科目
事 業 税	60点	40点	事業活動を行う法人又は個人等に対して課される税金について学習する科目
住 民 税	50点	50点	所得のある個人及び法人等に対して課される税金について学習する科目
国税徴収法	100点	——	国税の徴収のみならず、地方税等の徴収のベースを学習する科目

参考 最近5年間の科目別合格率の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
簿 記 論	9.9%	12.5%	14.8%	18.8%	12.2%
財務諸表論	16.0%	13.1%	16.6%	20.7%	22.4%
法人税法	12.1%	12.6%	12.5%	12.6%	12.4%
所得税法	13.4%	14.3%	13.4%	12.3%	14.8%
相続税法	14.7%	13.9%	11.6%	12.8%	11.7%
酒 税 法	10.4%	12.3%	12.3%	12.4%	11.8%
消 費 税 法	12.4%	12.3%	13.7%	12.4%	11.8%
固定資産税	10.0%	10.5%	12.2%	17.0%	13.7%
事 業 税	13.8%	11.9%	17.1%	9.9%	12.0%
住 民 税	18.2%	16.2%	16.5%	16.5%	12.2%
国税徴収法	11.3%	12.1%	13.3%	13.6%	12.9%

2 税理士試験の特徴

1 科目選択制度

税理士試験は全11科目から5科目を選択し、5科目合格を達成することで税理士試験の合格となります。試験科目の選択には、下記の表で示すような必須科目・選択必須科目等の制約もありますが、自分自身の将来像に合わせた科目選択を行うことができます。

会計科目		税法科目								
必 須		選択必須		選 択						
簿 記 論	財 務 諸 表 論	法 人 税 法	所 得 税 法	相 続 税 法	消 費 税 法	酒 税 法	固 定 資 産 税	事 業 税	住 民 税	国 税 徴 収 法

(注1) 法人税法と所得税法はどちらか1科目を必ず合格しなければなりません、両方を受験し、合格科目とすることもできます。

(注2) 消費税法と酒税法は、どちらか1科目しか選択できません。

(注3) 事業税と住民税は、どちらか1科目しか選択できません。

2 科目合格制度

科目合格制度とは、1科目ずつ受験することができ、1度合格した科目は生涯有効になる制度です。つまり、1度の受験で5科目すべてに合格する必要はなく、毎年少しずつ合格科目を積み重ねることにより、複数年かけて5科目合格を達成すればよいのです。例えば1年に1科目ずつ受験し、確実に合格を積み重ねれば5年で税理士になる資格を取得することができます。

また、就職や転職にあたり科目合格の段階でも評価されるため、5科目そろっていないくても、一つでも多くの科目を合格している状態が有利に働くメリットがあります。

テーマ 2

消費税法の科目の特徴

1 消費税法は実務に直結する重要税目である

消費税法は、税理士試験の税法科目の中で最も受験者数が多く、毎年1万人以上の人が勉強している人気の高い試験科目の一つです。それは、実務において重要だから！と言われます。

では、具体的に実務においての消費税の特徴をいくつか挙げてみます。

1 税理士試験の中でも特に実務に直結する科目である

実務上、法人及び個人事業者の会計処理をすべて複式簿記にて行いますが、その際に、一つ一つの各取引に消費税が課税されるか否か（もっと言ってしまえば、免税か、非課税か、不課税か）を、日々判断できなければ消費税を計算することはできません。

会計事務所に勤めたその日から消費税法の知識が必要となってきます。

2 課税対象となる者が法人だけでなく個人事業者も含まれることから申告件数が一番多い

なお、消費税は、利益（儲け）に課税するものではないため、赤字の事業者であっても申告をすることとなります。

消費税法の実務上の重要性がお分かりいただけたと思います。きっと、実務界での活躍を考えている方が多いことでしょう。いつの日か消費税法を本気で学習しなければならないということ。今後、さらなる消費税率アップが予定されていますが、思い立ったが吉日、早めに着手して最新の知識を習得し、ぜひ自信をもって実務界に羽ばたいていただきたいです。

2 消費税法の学習に向いている人

消費税法は、ボリューム的には、法人税法、所得税法、相続税法に比べて少なく、短時間で受験レベルに達することが可能です。したがって、仕事との両立、家庭との両立、他の科目との両立などを目指す方に向いている科目であると言えます。

なお、学習を始めるにあたって、簿記の知識としては、簿記3級レベルが必要になってきます。

3 出題形式・出題傾向

1 本試験のボリューム及び難易度

以前の計算問題については、納付税額を合わせられる年も多く、ほぼ時間内に解き終わるボリュームで出題されていましたが、近年は、難易度の高いものやボリュームの多いものが出題される傾向にあります。全体としては、時間内に解き終わらない問題傾向になっています。

2 出題形式・出題傾向

(1) 第一問（理論問題 50点）

一題については「個別理論」、もう一題については「個別理論」を組み合わせた問題や、具体的な事例が与えられる「事例問題」が出題される傾向にあります。

(2) 第二問（計算問題 50点）

損益計算書を基にした総合計算問題が1題出題されるパターンが続いていましたが、第60回（平成22年度）及び第64回（平成26年度）の試験では、2問形式の出題でした。

内容的には、毎年新たな論点が多少出題されますが、授業や演習問題等で出題された範囲内で解答できれば十分合格点を取ることが出来ます。

したがって、授業に休まず出席して、T A Cの教材をしっかりとこなした人から順に合格していくという傾向にあると言えます。

4 本試験の過去の受験者数、合格者数及び合格率

	受験者数	合格者数	合格率
第56回（平成18年度）	10,963人	1,260人	11.5%
第57回（平成19年度）	11,144人	1,130人	10.1%
第58回（平成20年度）	10,773人	1,428人	13.3%
第59回（平成21年度）	10,857人	1,344人	12.4%
第60回（平成22年度）	10,987人	1,353人	12.3%
第61回（平成23年度）	10,891人	1,490人	13.7%
第62回（平成24年度）	10,730人	1,328人	12.4%
第63回（平成25年度）	10,912人	1,288人	11.8%

テーマ 3

消費税法のコース概要／フォロー制度

1 コース概要

TACでは、初学者向けのコースとして、レギュラーコースと年内完結コースがありますが、ここではレギュラーコースを紹介いたします。

1 レギュラーコースの概要

レギュラーコースは、9月から4月までの8カ月間の学習期間を設けて、じっくりと実力を養成していく、税理士試験初挑戦の方におすすめのスタンダードコースです。

なお、通年週1のペースです。

具体的には、テキスト類は計4冊あり、各月ごとに3回の講義と1回の実力テストを行い、講義の回ではミニテスト（前回の講義内容についての確認テスト）を毎回実施します。また、実力テストでは、各月の学習内容に関する確認問題を出題します。

2 レギュラーコースのメリット

- (1) 無理のないカリキュラムで、一定のペースで学習を進めていくことができます。
- (2) 主要な論点につき2回転方式（テキストNo.1・No.2は基礎項目中心、No.3・4は応用項目中心で学習）でカリキュラムを組んでいるため、段階を踏んで学習を進められます。
- (3) 理論暗記の方法、計算問題の解法講義、電卓の利用方法などをテキストに収録していますので、税法が初めての方でも安心して学習を進められます。

2 フォロー制度

T A Cのフォロー制度を利用することにより、すでに開講しているコースに合流できたり、これからスタートするコースでも安心して受講を進められます。

1 追っかけフォロー

教室講座の開講日が過ぎてしまったコースについては、すでに教室講座で行った講義を個別DVD講座（無料）や音声DLフォロー（無料）などで受講し、教室講座の講義日程に追いついたところから教室クラスに出席することができます。

※ 個別DVD講座は教室講座に合流後より、有料（¥500／1講義）となります。

2 音声ダウンロード（DL）フォロー

いつでも生講義を収録した音声ファイルをダウンロードできるので、講義の欠席フォローや復習にも使えます。ポータブルプレーヤーに音声ファイルをダウンロードすることで、持ち運びできる効果の高いサポートシステムです。

3 Webフォロー~~有料~~

同一コースの講義をWeb通信でフォロー受講できるシステムです。講義の復習・要点整理・弱点補強などに効果的です。教室講座合流以降も引き続き利用することができ、スマートフォンやタブレット端末で受講できます。

4 質問電話・質問メール

学習上の疑問点は、分からないままにせず、解決することが大切です。T A Cでは21時まで質問電話を受付けています。なお、質問はメールでも可能です。メールであれば24時間いつでも受付けていますので、利便性も抜群です。いつでも講師が皆さんの学習をサポートします。

5 スクーリング

通信メディアをお申し込みされた方は、受講期間中は月1～2回の割合で教室にて無料受講できます。普段は自宅で学習をされている方も定期的に教室で受講をすることによって、講師に相談できるなどモチベーションアップにつながります。

3 月別学習プラン

上記**1**で紹介しましたレギュラーコースを、今から「追っかけ」しましょう！始める時期によりますが、週2で視聴すれば、No.3テキストからは通常の教室講座に合流できます。

具体的プランは次のページのとおりで。

<TAC> 無断複写・複製を禁じます

これから受講をスタートしても充分間にあう！ 消費税法 追っかけ受講プラン

消費税法はボリュームが少ない科目であるため、これから【週2回】の受講ペースで進めることで年内にNo.2までの講義を終了させることができます。
1月からは【週1】の受講ペースになりますので、現在他の科目を学習されている方もそれほど負担になることはありません。早めに関税で使用する頻度の高い消費税法にチャレンジして、税理士試験突破を目指しましょう。

レギュラーコース消費税法 受講日程・学習スケジュール(例)

9月入学 教室講座日程(年内)									
テキスト	回数	消費税法							個別DVD Web・音声DL 視聴 配信開始日
		木クラス (金休クラス)	火クラス	水クラス	木クラス	金クラス	土クラス	日クラス	
No.1	①	8/28(木)	9/2(火)	9/3(水)	9/4(木)	9/5(金)	9/6(土)	9/7(日)	9/4(木)
	②	9/4(木)	9/9(火)	9/10(水)	9/11(木)	9/12(金)	9/13(土)	9/14(日)	9/11(木)
	③	9/11(木)	9/16(火)	9/17(水)	9/18(木)	9/19(金)	9/20(土)	9/21(日)	9/18(木)
	④	9/18(木)	9/23(火)	9/24(水)	9/25(木)	9/26(金)	9/27(土)	9/28(日)	9/25(木)
	⑤	9/25(木)	9/30(火)	10/1(水)	10/2(木)	10/3(金)	10/4(土)	10/5(日)	10/2(木)
	⑥	10/2(木)	10/7(火)	10/8(水)	10/9(木)	10/10(金)	10/11(土)	10/12(日)	10/9(木)
	⑦	10/9(木)	10/14(火)	10/15(水)	10/16(木)	10/17(金)	10/18(土)	10/19(日)	10/16(木)
	⑧	10/16(木)	10/21(火)	10/22(水)	10/23(木)	10/24(金)	10/25(土)	10/26(日)	10/23(木)
No.2	①	10/23(木)	10/28(火)	10/29(水)	10/30(木)	10/31(金)	11/1(土)	11/2(日)	10/30(木)
	②	10/30(木)	11/4(火)	11/5(水)	11/6(木)	11/7(金)	11/8(土)	11/9(日)	11/6(木)
	③	11/6(木)	11/11(火)	11/12(水)	11/13(木)	11/14(金)	11/15(土)	11/16(日)	11/13(木)
	④	11/13(木)	11/18(火)	11/19(水)	11/20(木)	11/21(金)	11/22(土)	11/23(日)	11/20(木)
	⑤	11/20(木)	11/25(火)	11/26(水)	11/27(木)	11/28(金)	11/29(土)	11/30(日)	11/27(木)
	⑥	11/27(木)	12/2(火)	12/3(水)	12/4(木)	12/5(金)	12/6(土)	12/7(日)	12/4(木)
	⑦	12/4(木)	12/9(火)	12/10(水)	12/11(木)	12/12(金)	12/13(土)	12/14(日)	12/11(木)
No.3	①	12/25(木)	1/6(火)	1/7(水)	1/8(木)	1/9(金)	1/10(土)	1/11(日)	
	②	1/8(木)	1/13(火)	1/14(水)	1/15(木)	1/16(金)	1/17(土)	1/18(日)	
	③	1/15(木)	1/20(火)	1/21(水)	1/22(木)	1/23(金)	1/24(土)	1/25(日)	
	④	1/22(木)	1/27(火)	1/28(水)	1/29(木)	1/30(金)	1/31(土)	2/1(日)	
	⑤	1/29(木)	2/3(火)	2/4(水)	2/5(木)	2/6(金)	2/7(土)	2/8(日)	
	⑥	2/5(木)	2/10(火)	2/11(水)	2/12(木)	2/13(金)	2/14(土)	2/15(日)	
	⑦	2/12(木)	2/17(火)	2/18(水)	2/19(木)	2/20(金)	2/21(土)	2/22(日)	

学習スタートの
タイミング(例)

		週2回のペースで受講スタート (火・金の週2回で受講した場合) →週末の2コマ受講や平日と週末に1回ずつ受講するなど何曜日に受講するかは自由に決められる！					
テキスト	回数	10/20(月)～ 10/26(日)	10/27(月)～ 11/2(日)	11/3(月)～ 11/9(日)	11/10(月)～ 11/16(日)	11/17(月)～ 11/23(日)	11/24(月)～ 11/30(日)
No.1	①	10/21(火)	10/28(火)	11/4(火)	11/11(火)	11/18(火)	11/25(火)
	②	10/24(金)	10/31(金)	11/7(金)	11/14(金)	11/21(金)	11/28(金)
	③	10/28(火)	11/4(火)	11/11(火)	11/18(火)	11/25(火)	12/2(火)
	④	10/31(金)	11/7(金)	11/14(金)	11/21(金)	11/28(金)	12/5(金)
	⑤	11/4(火)	11/11(火)	11/18(火)	11/25(火)	12/2(火)	12/9(火)
	⑥	11/7(金)	11/14(金)	11/21(金)	11/28(金)	12/5(金)	12/12(金)
	⑦	11/11(火)	11/18(火)	11/25(火)	12/2(火)	12/9(火)	12/16(火)
	⑧	11/14(金)	11/21(金)	11/28(金)	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)
No.2	①	11/18(火)	11/25(火)	12/2(火)	12/9(火)	12/16(火)	12/23(火)
	②	11/21(金)	11/28(金)	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)	12/26(金)
	③	11/25(火)	12/2(火)	12/9(火)	12/16(火)	12/23(火)	12/30(火)
	④	11/28(金)	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)	12/26(金)	1/2(金)
	⑤	12/2(火)	12/9(火)	12/16(火)	12/23(火)	12/30(火)	1/6(火)
	⑥	12/5(金)	12/12(金)	12/19(金)	12/26(金)	1/2(金)	1/9(金)
	⑦	12/9(火)	12/16(火)	12/23(火)	12/30(火)	1/6(火)	1/13(火)

NO.3第1回より教室講座に合流

No.3
第2回より教室
講座に合流

教室講座に合流するまでの
個別DVDフォローの利用は無料♪

音声DLフォローやWebフォローで週2回
で受講も可能♪

年内にあまり時間が取れない方は、
1月からスタートする速修コースを選択しよう！

※No.3-8回目以降の講義については、12月発行予定の【1～4月日程表】をご確認ください。

4 他の科目との併行学習の方法

計画を立てること、これが最も重要なことです。

税理士試験は長丁場ですので、「学習の継続」こそ合格のカギといえます。また、消費税法と他の科目の計2科目を合格レベルまでもっていくためには、計画的・規則的に学習を行う必要があります。そのためには、「週間（習慣？）スケジュール表」を作成し、それに基づいて実行していくのが一番効率的です。これを作成する上で、下記の事項を考慮してください。

1 優先順位を考えて、無理のないスケジュールを

無理な学習計画を立てたせいで、志半ばで挫折してしまう方も少なくありません。したがって、生活の中での優先順位を考えて、ゆとりをもったスケジューリングを心がけましょう。週間スケジュール表作成にあたっては、次の順序で埋めていくとよいでしょう。

- (1) コアタイム（睡眠、食事、移動、就業時間、大学講義、T A C 講義等）を記入
- (2) 各科目ごとの復習する時間を記入
- (3) 余った時間はフリータイム（完全休息日を設ける等、必ず息抜きする時間を設ける）

2 生活リズムを朝型にシフトする

合格者の中には「生活リズムを朝型にして、学習時間を確保した。」という方がたくさんいらっしゃいます。夜の疲れ切った頭より、朝のすっきりした頭で学習した方が効率的だからというのが理由です。短い時間ではありますが、時間が制約される分、かえって集中することになり、効率的に学習できます。

3 復習するタイミング

(1) 講義を受けたらすぐ復習

学習内容を確実に身につけるには、講義を受けたすぐ後に復習するのが大変効果的です。まさに、「鉄は熱いうちに打て！」です。

(2) 計算は毎日学習

計算の知識は、反復練習が大変効果的です。30分だけの日があってもかまいません。毎日学習しましょう。

(3) 理論は、移動時間も利用

これも合格者の体験談ですが、「細切れの時間を有効利用した。」という事をよく耳にします。中でも移動時間はその代表例です。理論は暗記が学習の中心になりますので、暗記用の教材を常に携帯していれば、いつでもどこでも学習することができます。時間を上手に使い、効率良く学習して下さい。

4 学習すべき内容を事前に決めておく

「計算問題を10題解こう！」とか「理論1題を必ずマスターしよう！」というように、学習内容を事前に決めて、それをノルマとして学習しましょう。その方が集中力が高まりますし、達成感を味わうことでモチベーションも高まります。この小さな目標をコツコツ達成していけば、最後には大きな目標も達成できます。まさに「ちりも積もれば山となる」です！



参考 1 週間のスケジュール

1 モデルプラン（社会人で簿記論と消費税法を履修する場合）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠
	復習(簿記)	復習(消費)	復習(簿記)	復習(簿記)	復習(消費)	復習(簿記)	
8:00	自由	自由	自由	自由	自由	自由	
	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)		
10:00						移動(暗記)	
12:00						講義(簿記)	
14:00	会社	会社	会社	会社	会社	休憩	自由
16:00						講義(簿記)	
18:00						休憩	
	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)	移動(暗記)	復習(簿記)	
20:00	自由	講義(消費)	自由	自由	講義(消費)	復習(消費)	
	復習(簿記)		復習(消費)	復習(消費)		移動(暗記)	
22:00			復習(簿記)	復習(簿記)			復習(予備)
	自由	移動(暗記)	自由	自由	移動(暗記)	自由	
0:00		自由			自由		
2:00	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠	睡眠
4:00							

※ 移動時間を利用して消費税法の理論を暗記する

2 あなたの学習プランは？

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

消費税法

本試験問題

〔第一問〕問1

(2) 「課税仕入れ」の意義、仕入税額控除制度の趣旨及び仕入控除税額の計算方法(簡易課税制度を適用した場合を除く。)について、簡潔に述べなさい。

- ② 1 消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はない。
2 (2)の解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

〔第一問〕問1

(2) 「課税仕入れ」の意義、仕入税額控除制度の趣旨及び仕入控除税額の計算方法(簡易課税制度を適用した場合を除く。)について、簡潔に述べなさい。

- ② 1 消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はない。
2 (2)の解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

〔第一問〕問2

(5) 当社は、自動車部品の製造販売を行う3月決算法人です。当社は、平成25年3月に300万(税抜)の製造機械を購入し、平成25年3月期の課税期間の課税仕入れとして比例配分法による仕入控除税額の計算を行っています。

翌課税期間(平成26年3月期の課税期間)は免税事業者となったのですが、当課税期間(平成27年3月期の課税期間。以下同じ。)は再び課税事業者となりました。この製造機械は現在も使用していますが、当課税期間の仕入控除税額の計算に当たって、留意すべき事項を述べなさい。

なお、当社は、簡易課税制度の適用は受けていません。

〔第二問〕問1

4. 甲社は、設立から前課税期間まで継続して消費税の納税義務者である。また、課税売上割合が95%未満となる課税期間(平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。)については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式)により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

〔第二問〕問1

5 甲社の前事業年度(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る確定申告(期限内申告)による消費税等の額は、335,000円(消費税268,000円、地方消費税67,000円)である。

〔第二問〕問2

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	0円	〔中間納付税額の計算〕 前課税期間が免税事業者であり前期納税実績がないため、適用なし。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕

問1 消費税法第30条第2項第1号に規定する個別対応方式の適用にあたり、控除できる課税仕入れ等の税額の合計額は、課税資産の譲渡等を行うために要する課税仕入れ等に係る部分の消費税額に限定される。

これを踏まえ、次の各問に答えなさい。

(1) 「課税仕入れ」の意義について述べなさい。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕問1

問1 次の各問に答えなさい。

(1) 消費税法第30条(仕入れに係る消費税額の控除)について述べなさい。

② 保税地域からの課税貨物の引取り、課税売上割合に準ずる割合、課税期間における課税売上高、課税売上割合、帳簿及び請求書等の意義、保存期間については触れる必要はない。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕問3

② 乙社について

課税事業者である乙社は、前々課税期間において国内のリース会社B社と事務機のリース契約(前々課税期間において契約及び引渡し、リース期間5年、リース料総額3,150千円)を結んでおり、当課税期間分のリース料630千円を支出している。なお、当該リース契約は、所有権移転外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡(売買)として取り扱われるものである。

また、乙社はリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行うこととしており、乙社の各課税期間における課税売上高等は次のとおりである。

区 分	前々課税期間	前課税期間	当課税期間
国内			
課税売上高(税抜き)	49,000万円	56,000万円	58,000万円
非課税売上高	2,200万円	35,000万円	145,000万円
国外売上高	300万円	900万円	700万円

※ 乙社は前々課税期間から課税事業者に該当し、当課税期間において課税売上割合が著しく減少している。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕

4. 甲社は、前課税期間まで課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間(平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える課税期間を含む。)については、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方式)により仕入れに係る消費税額の計算を行っており、当課税期間においても個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第30条第3項に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

●合格情報〔第二問〕

2. 甲社の前課税期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額)1,833,200円は、確定申告(期限内申告)により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。

●全国公開模試〔第二問〕

VII 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程 (単位:円)
中間納付税額	0円	〔中間納付税額の計算〕 前課税期間が免税事業者であり前期納税実績がないため、適用なし。

ズバリ的中!